○長浜市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準並びに報酬等を定める要綱

平成28年３月31日告示第67号

改正

平成29年４月１日告示第167号

長浜市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準並びに報酬等を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　生活支援型訪問サービスの基準等

第１節　基本方針（第５条）

第２節　人員に関する基準（第６条・第７条）

第３節　設備に関する基準（第８条）

第４節　運営に関する基準（第９条―第32条）

第３章　報酬等（第33条―第38条）

第４章　雑則（第39条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の５第２項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の６第２号に規定する第１号事業に係る生活支援型訪問サービスに関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　生活支援型訪問サービス　法第115条の45第１項第１号イに規定する第１号訪問事業のうち緩和した基準によるものをいう。

(２)　利用料　生活支援型訪問サービスに係る第１号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(３)　法定代理受領サービス　法第115条の45の３の規定により生活支援型訪問サービスに係る第１号事業支給費が利用者に代わり当該生活支援型訪問サービスの事業を行う者（以下「事業者」という。）に支払われる場合の当該生活支援型訪問サービスをいう。

（事業者の資格）

第３条　事業者は、法人又は団体（以下「法人等」という。）とし、当該法人等若しくはその役員又は当該法人等の経営に実質的に参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこととする。

（事業の一般原則）

第４条　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の生活支援型訪問サービスの事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２章　生活支援型訪問サービスの基準等

第１節　基本方針

（基本方針）

第５条　生活支援型訪問サービスの事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態等を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（生活支援型訪問サービスの従事者の員数）

第６条　事業者が当該事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員（生活支援型訪問サービスの提供に当たる者で、市長が指定する「生活支援サービス等従事者養成研修」を修了した者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

２　事業者は、事業所ごとに、訪問介護員のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

（管理者）

第７条　事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備等）

第８条　事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、並びに生活支援型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

第４節　運営に関する基準

（個別計画の作成）

第９条　訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活支援型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条　事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(１)　電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(２)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(１)　第２項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの

(２)　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（受給資格等の確認）

第11条　事業者は、生活支援型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は総合事業対象者確認の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

（心身の状況等の把握）

第12条　事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第13条　事業者は、生活支援型訪問サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）

第14条　事業者は、介護予防サービス・支援計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画等の変更の援助）

第15条　事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第16条　事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条　事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、当該生活支援型訪問サービスの提供日及び内容、当該生活支援型訪問サービスについて法第115条の45の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第18条　事業者は、法定代理受領サービスに該当する生活支援型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活支援型訪問サービスに係る第１号事業支給費の額から当該事業者に支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、生活支援型訪問サービスに係る第１号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において生活支援型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　事業者は、前３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（証明書の交付）

第19条　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した生活支援型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第20条　事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第21条　事業者は、生活支援型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(１)　正当な理由なしに生活支援型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態等になったと認められるとき。

(２)　偽りその他不正な行為によって第１号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第22条　従業者は、現に生活支援型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第23条　事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(１)　事業の目的及び運営の方針

(２)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(３)　営業日及び営業時間

(４)　生活支援型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(５)　通常の事業の実施地域

(６)　緊急時等における対応方法

(７)　その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第24条　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第25条　事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

（地域包括支援センターに対する利益供与の禁止）

第26条　事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情への対応）

第27条　事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに関し、法第115条の45の７の規定により市が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して滋賀県国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号に規定する調査に協力するとともに、滋賀県国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　事業者は、滋賀県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を滋賀県国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第28条　事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活支援型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第29条　事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

３　事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備）

第30条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

(１)　生活支援型訪問サービス個別サービス計画

(２)　第17条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(３)　第21条に規定する市への通知に係る記録

(４)　第27条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(５)　前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

（生活支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第31条　生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(１)　事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防サービス・支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、生活支援型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(２)　事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第32条　事業者は、当該生活支援型訪問サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１か月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(１)　廃止し、又は休止しようとする年月日

(２)　廃止し、又は休止しようとする理由

(３)　現に生活支援型訪問サービスを受けている者に対する措置

(４)　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

２　事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前１か月以内に当該生活支援型訪問サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該生活支援型訪問サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な生活支援型訪問サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の生活支援型訪問サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第３章　報酬等

（生活支援型訪問サービスに要する第１号事業支給費の額）

第33条　生活支援型訪問サービスに要する第１号事業支給費の額は、次条に定める単位数に第35条に規定するサービス区分の１単位の単価を乗じて算定するものとする。

（生活支援型訪問サービスの単位数）

第34条　前条に定める生活支援型訪問サービスの単位数は、別表のとおりとする。

（１単位の単価）

第35条　第33条に定めるサービス区分の１単位の単価は、10円とする。

（端数処理）

第36条　費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第１号事業支給費割合）

第37条　生活支援型訪問サービス事業に係る第１号事業支給費割合は、100分の80とする。

（利用料）

第38条　長浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年長浜市告示第64号）第14条に規定する生活支援型訪問サービス費の利用料は、生活支援型訪問サービスに要した費用の100分の20とする。

第４章　雑則

（その他）

第39条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年３月31日から施行する。

附　則（平成29年４月１日告示第167号）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

別表（第34条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基本部分 |  | 同一建物サービス提供減算（－）（事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合） |  | 特別地域加算（＋）（市長が定める地域に所在する指定生活支援型訪問サービス事業所が生活支援型訪問サービス）を行った場合） | 中山間地域等における小規模事業所加算（＋）（市長が定める地域に所在し、かつ施設基準に適合する指定生活支援型訪問サービス事業所の訪問介護員等が生活支援型訪問サービスを行った場合（特別豪雪地帯：旧余呉町　豪雪地帯：旧長浜市、旧浅井町、旧木之本町、旧西浅井町）） | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（＋）（市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて指定生活支援型訪問サービスを行った場合（特別豪雪地帯：旧余呉町　豪雪地帯：旧長浜市、旧浅井町、旧木之本町、旧西浅井町） |
| (１)　生活支援型訪問サービス費（Ⅰ） | １回当たり30分以内　70単位 |  | ×90／100 |  | ＋15／100 | ＋10／100 | ＋５／100 |
| (２)　生活支援型訪問サービス費（Ⅱ） | １回当たり30分を超え１時間以内　130単位 |  |  |
| (３)　生活支援型訪問サービス費（Ⅲ） | １回当たり１時間を超え１時間30分以内　190単位 |  |  |
| (４)　生活支援型訪問サービス費（Ⅳ） | １回当たり１時間30分を超え２時間以内　250単位 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (５)　介護職員処遇改善相当加算 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき＋所定単位数×137／1000） |  | （注）所定単位は、(１)から(４)までにより算定した単位数の合計 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（１月につき＋所定単位数×100／1000） |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（１月につき＋所定単位数×55／1000） |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（１月につき＋（Ⅲ）の90／100） |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（１月につき＋（Ⅲ）の80／100） |  |